

2 新たな過疎対策法の制定と過疎対策の充実について

長野県の状況

● 現行法「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策を実施

《長野県過疎地域自立促進方針》
 過疎地域は『豊かな自然や歴史・文化を有し、資源の供給や自然災害の防止などに貢献する多面的・公益的機能を担う地域』であり、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」に向けた取組を実施

○ 過疎市町村の人口減少の拡大/少子高齢化の進行

- ・ H22～H27人口減少率(-9.6%)は、県全体の人口減少率(-2.5%)の3.8倍
- ・ H27高齢者比率(39.9%)は、県全体の比率(30.1%)と比べ9.8ポイント高い
- ・ H27若年者比率(9.9%)は、県全体の比率(12.8%)と比べ2.9ポイント低い

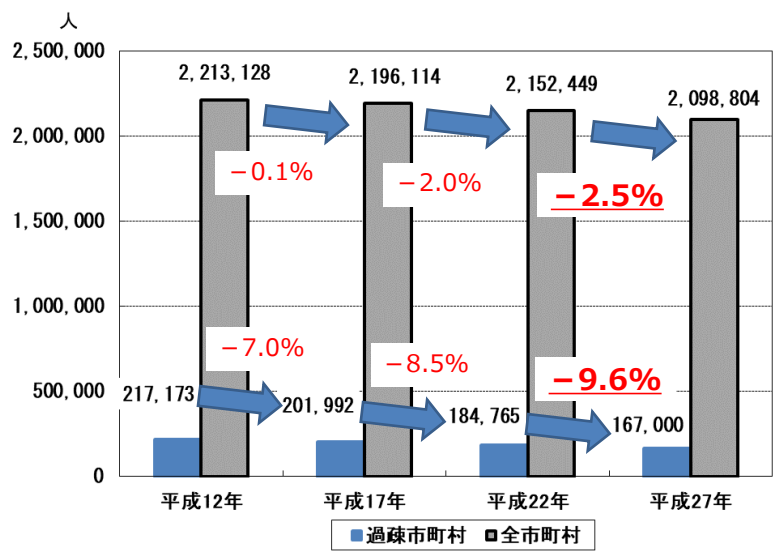
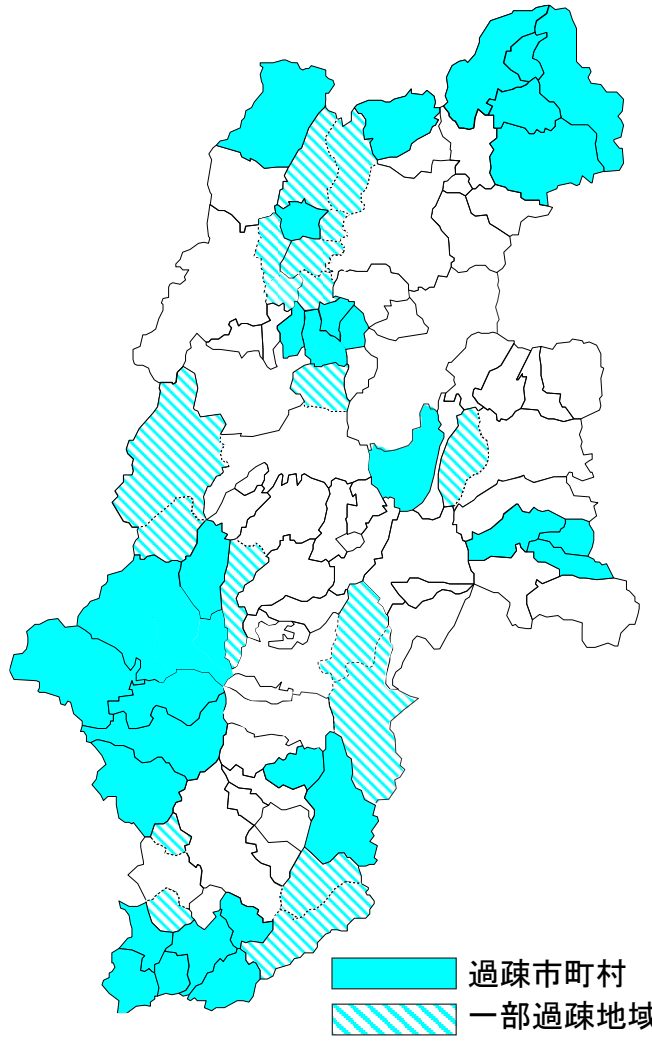
○ 過疎市町村の脆弱な財政基盤

全過疎市町村のH28～H30平均財政力指数(0.24)は非過疎市町村(0.49)と比べて低い

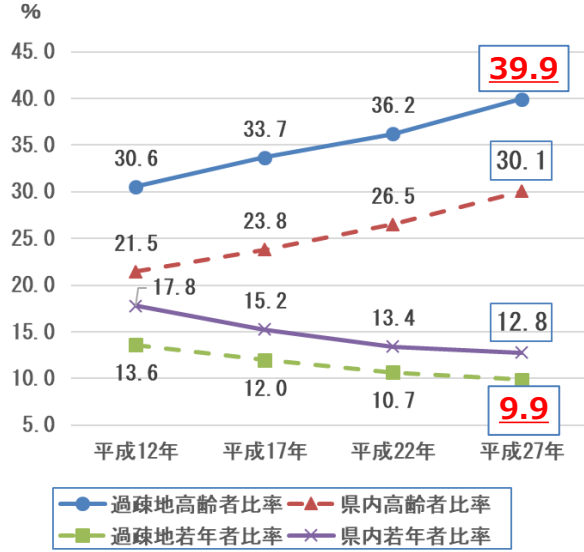
○ 過疎地域の有する価値

豊かな自然環境や多様な地域文化、人々によって営まれてきた知恵や暮らしといった都会にはない有形・無形の地域資源を活かし、地域の価値を高める取組が行われている

37/77市町村が過疎市町村



過疎市町村の人口減少率
 (出典：総務省「国勢調査」)



過疎市町村の少子高齢化
 (出典：総務省「国勢調査」)



地域資源を活用した事業の例
 「信州やまほいく(信州型自然保育)」

取組

○ 過疎市町村の補完的事業

過疎市町村の道路整備等について、**県が代行整備を実施**

市町村道の代行整備（H27～H30実績：計25か所）

○ 地域資源を活用した事業

豊かな自然環境や地域住民とのつながりなどの地域資源を活かして、**信州やまほいく（信州型自然保育）を推進**

信州型自然保育認定団体（過疎地域：27か所）R1.9現在

○ 過疎市町村を対象とした広域的事業

木曽地域の過疎6町村が「木曽広域自立圏」を形成

移住相談窓口の設置や公共交通の広域路線の共同運行など、連携事業（10分野25事業）を実施（全体事業費(H30)：23,801千円）

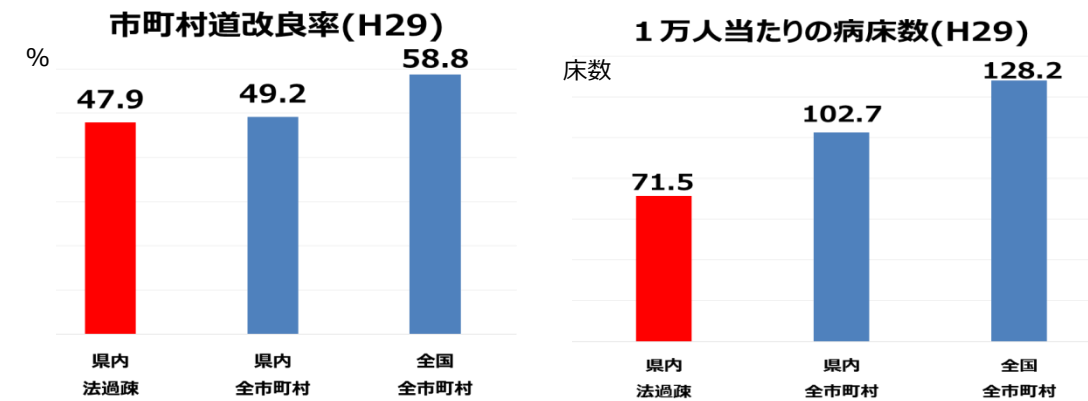
県は広域連携の取組に対して独自に支援
(H30県補助額(H30)：11,899千円)

課題

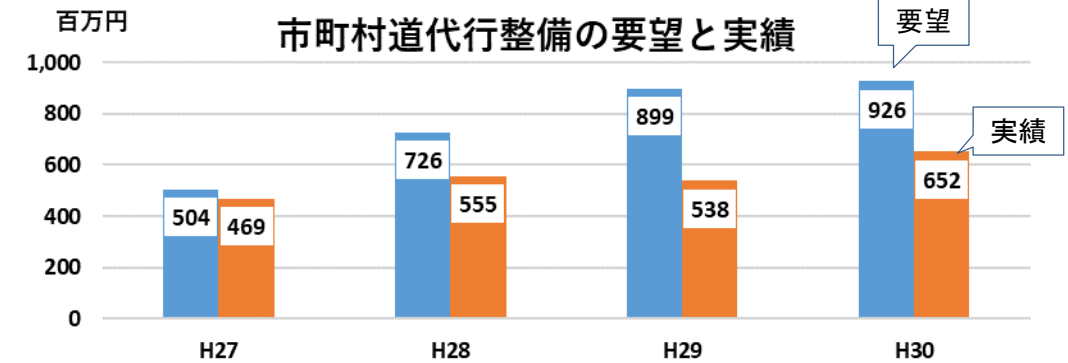
■ 県内の過疎市町村は、非過疎市町村と比べて、**いまだ格差が存在しており、引き続き 過疎地域の課題解決や活性化に取り組むには、現行法に代わる新たな過疎対策法と支援措置が必要**

■ 過疎市町村の**道路整備等を県が代行整備しているが、財政負担の制約から、過疎市町村からの要望と実績との間には開きがある**

■ 県は過疎市町村を対象とする広域的事業を行ってきたが、**都道府県が行う過疎市町村への広域的な支援に対する国の財政支援は限られている**



(出典：国土交通省及び長野県建設部「道路現況」)(出典：総務省「公共施設状況調査」)



(出典：長野県建設部道路管理課調べ)

提案・要望

1 新たな過疎対策法の制定と過疎対策の充実

- 令和3年3月をもって失効する現行の「過疎地域自立促進特別措置法」に代わり、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、**新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策を充実**すること。
- その際、過疎地域が抱える課題の克服のみならず**固有の地域資源を活かして過疎地域の価値を高めていく観点を、理念に盛り込む**こと。

2 都道府県が行う過疎対策への財政支援

都道府県が担う過疎地域に対する広域的・補完的な役割を再評価し、その**過疎対策の取組に対して必要な財政支援を講ずる**こと。